

火災だけでなく4つのプラン

# 新総合火災共済

☀️ もしものときも安心！



幅広い補償で建物、家財、  
什器・備品を手厚くサポート

山口県火災共済協同組合







# 営業用什器・備品等損害特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は主契約と同一です。

被共済者が所有する業務用の什器・備品等の動産について損害が生じた場合に共済金をお支払いします。



- 主契約が建物のみ、家財一式のみ、建物および家財一式のいずれかの場合に付帯できます。
- 共済の対象は併用住宅にかぎりません。

## ●共済金をお支払いする損害

建物に収容される、被共済者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、主契約の補償範囲(共済契約証書記載の事故の区分欄に「○」の記載がある損害)にかぎり、偶然な事故により損害が生じた場合に共済金をお支払いします。

## ●特約共済金額

- 新価(再調達価額)基準の評価額の範囲内で設定できます。(罹災時再評価)
- 「明記物件」を共済の対象に含める場合は、その時価基準の評価額となります。

## ●お支払いする損害共済金の額

お支払い条件		お支払額
水災	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水 *1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。	共済金額×支払割合(25%) =損害共済金
盗難	通貨、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合は1回の事故につき1敷地内ごとに20万円を限度とします。 明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または共済金額のいずれか低い額を限度とします。	損害額
上記以外	再調達価額を限度とします。 *風災・雹災・雪災は損害額から自己負担額が差し引かれます。 ブランチャイズ型を選択の場合は、損害の額が20万円以上の場合にかぎりません。	

## ●共済金をお支払いする対象物

主契約の補償範囲内の事故によって損害を受けた方の建物に収容されている、被共済者が所有する業務用の什器・備品等の動産にかぎりません。

### 次のものは除かれます(主なもの)

- 船舶、航空機、自動車等、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品
- 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型その他これらに類する物およびこれらの付属品
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
- 商品・製品等(商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。)
- 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
- 携帯電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- 動物および植物
- クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物

## ●共済金をお支払いできない主な場合

組合は次の1.から9.までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、共済金を支払いません。

- 共済契約者、被共済者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 1.に規程する以外の者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- 被共済者と生計を共にする親族の故意。ただし、被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 共済の対象である営業用什器・備品の置き忘れまたは紛失
- 共済の対象である営業用什器・備品が共済契約証書記載の建物(共済の対象である営業用什器・備品を収容している付属建物を含みます。)外にある間に生じた事故
- 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に共済の対象について生じた事故
- 主契約の補償範囲の内、盗難以外の事故に遭った場合における共済の対象の盗難による被害

# 地震危険補償特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は最長5年です。

地震・噴火またはこれらにより発生した津波を原因とする火災(延焼・拡大を含みます。)、損壊・埋没・流失によって損害を受けた場合に地震共済金をお支払いします。

- 住宅に限らず、店舗・事務所・工場などの昭和56年6月以降に新築された「建物」が対象です。  
※昭和56年5月以前に建築された建物であっても、新耐震基準と同等の耐震性能があると確認できる場合はお引き受けすることができます。
- 動産(家財、営業用什器・備品、商品、機械設備等)は対象になりません。
- 共済の対象である建物が全壊の場合、共済金額を限度に地震共済金をお支払いいたします。

## ●地震共済金のお支払いについて

この特約は、実際の修理費ではなく、損害の程度(「全壊」「大規模半壊」「半壊」)に応じて、地震共済金額の一定割合(100%、60%、30%)をお支払いします。

損害の程度	認定の基準		お支払いする地震共済金
	建物の主要な構成要素の損害割合	焼失または流失した床面積	
全壊	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	地震共済金額×100%(時価が限度)
大規模半壊	建物の時価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	地震共済金額×60%(時価の60%が限度)
半壊	建物の時価の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	地震共済金額×30%(時価の30%が限度)

半壊に至らない損害(一部損含む)は地震共済金をお支払いできません。

損害の程度の認定は地方自治体が交付する「災害証明書の被害認定」に基づき地震共済金をお支払いします。災害証明書が発行されない場合は組合が上記の認定の基準に従って被害認定を行い地震共済金をお支払いします。

## ●地震共済金額の設定方法

主契約の共済金額の30%から50%の範囲内で設定します。ただし、1建物当たりの加入の上限額は1,000万円です。  
※区分所有建物の場合は、区分所有者ごとに限度額が設定されます。

## ●地震保険料控除について

個人のご契約の場合、居住用建物を対象とするこの特約の共済掛金は、地震保険料控除の対象となり、一定額がその年のご契約者(共済掛金負担者)の課税所得から控除されます。  
※主契約の共済金額が5,000万円を超える場合は控除対象外です。

## ●地震共済金をお支払いできない主な場合

- 損害の程度が半壊に至らない場合
- 門・塀・垣のみに生じた損害

## ●その他

- この特約の共済期間(共済のご契約期間)は原則として1年間ですが、1年を超える長期契約(最長5年)や1年未満の短期契約も可能です。
- お支払いする地震危険補償特約の地震共済金総額(1回の地震等につき会員組合全体で80億円以内)を超える場合は、支払うべき地震共済金を削減してお支払いします。
- 地震危険補償特約は他の保険や共済からのお支払い有無にかかわらず、地震共済金をお支払いします。

# 地震見舞金補償特約(家財)

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は主契約と同一です。

地震や噴火またはこれらによる津波によって建物内収容動産に損害が生じた場合に地震見舞金をお支払いします。

- 専用住宅および併用住宅に収容される生活用動産である「家財」が共済の対象となります。
- 共済の対象が全損、半損または一部損の場合に、1敷地内100万円を限度として見舞金をお支払いします。

## ●地震見舞金のお支払いについて

特約共済金額100万円を付帯した場合

全損のとき	半損のとき	一部損のとき
共済価額の80%以上	共済価額の30%以上80%未満	共済価額の10%以上30%未満
100万円	50万円	5万円
(特約共済金額の100%)	(特約共済金額の50%)	(特約共済金額の5%)

契約限度額…地震見舞金特約における共済の対象は、主契約の建物内収容動産とし、この特約の共済金額は主契約の10%以内で1敷地内の限度額を100万円とします。

この特約の共済金額100万円あたりの共済期間1年の掛金

	収容動産
イ構造(耐火建築物、準耐火建築物等)	650円
ロ構造(イ構造以外の建物)	1,060円

## ●地震保険料控除について

この特約には地震保険料控除は適用されません。

## ●その他

お支払いする地震見舞金補償特約の地震見舞金総額(1回の地震等につき会員組合全体で50億円以内)を超える場合は、支払うべき地震見舞金を削減してお支払いします。

## 地震危険補償特約・地震見舞金補償特約に関する注意事項

### 【地震共済金・見舞金をお支払いできない場合】

- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 損害の程度が全壊または全損と認定された場合は、その損害が生じた時にさかのぼって終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。
- 地震に関する特約の共済掛金との合計額を領収する前に生じた事故

### 【その他】

- 地震に関する特約を単独でご契約いただくことはできません。火災共済にセットし、ご加入ください。
- 72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

# 類焼見舞金補償特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は主契約と同一です。

ご自分の家やお店が火事になってお隣やご近所が類焼してしまった場合に類焼先に見舞金をお支払いします。

- 住宅に限らず、店舗、事務所、工場などの建物や建物内収容の機械や商品も類焼補償の対象となります。
- 見舞金の額は一つの建物(建物内収容動産を含みます)ごとに300万円を限度にお支払いします。

## 特約掛金

建物の構造や共済金額に関係なく  
一律年間掛金 **1,500円**

## 見舞金をお支払いする損害

ご契約された建物またはこれに収容される動産、ご契約された動産またはこれを収容する共済契約証書記載の建物から発生した火災、破裂または爆発による事故の場合に対象となります。

## お支払いする見舞金

損害の程度	お支払額
類焼先が <b>全損</b> の場合 (時価の80%以上の損害)	<b>300万円</b> または時価損害額のいずれか低い額
類焼先が <b>半損</b> の場合 (時価の20%以上80%未満の損害)	<b>150万円</b> または時価損害額のいずれか低い額
類焼先が <b>一部損</b> の場合 (時価の20%未満の損害)	<b>50万円</b> または時価損害額のいずれか低い額

## 見舞金をお支払いする対象物

上記の事故によって滅失、損傷または汚損(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)を受けた方の建物または建物に収容される動産

### 次のものは除かれます(主なもの)

- ご契約された建物・動産またはご契約された動産を収容する共済契約証書記載の建物
- ご契約された建物・動産の所有者およびその所有者と生計を共にする同居の親族の所有する建物・動産
- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 貴金属、宝石および宝玉石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 建築中または取り壊し中の建物
- 建売業者等が所有する売却用の建物
- 国、地方公共団体等の所有する建物
- 動物、植物

## 総支払限度額

### 1事故につき **3,000万円**

- 共済期間内に類焼見舞金を支払った場合は、類焼見舞金の額を控除した残額を以後の共済期間に対する総支払限度額とします。
- 共済期間が1年を超える契約は契約年度ごとに上記の規定を適用します。



## 見舞金をお支払いできない主な場合

- 共済契約者、ご契約された建物・動産の所有者、またはその所有者と生計を共にする同居の親族または、これらの者の法定代理人の故意による損害
- 類焼補償被共済者(損害を受けた方)または、その法定代理人の故意または重大な過失または法令違反による損害
- 類焼補償被共済者でない者が類焼見舞金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 共済掛金領収前に生じた事故による損害

# 借家人賠償責任補償特約

主契約に付帯した場合にのみ対象となり、共済期間は主契約と同一です。

## 共済金をお支払いする主な場合

建物を借用している方が、火災や破裂・爆発の事故により借戸室に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償責任を補償する特約です。

## 共済金をお支払いできない主な場合

- 被共済者の心神喪失または指図
- 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被共済者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
- 借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷等、その借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 被共済者が次の①または②のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被共済者が被る損害
  - 被共済者が損害賠償に関し貸主との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任
  - 被共済者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任

# 損害共済金をお支払いする場合

補償の種類	共済金をお支払いする主な事例*	お支払いする共済金	共済金をお支払いしない主な場合									
①火災	隣家が火災になり、自宅にも延焼し半焼、残った部分も水浸しで建て替えとなった。	<b>【建物】</b> 次の算式により算出した額とします。ただし、基本契約の共済金額を限度とします。  損害の額*1 - 自己負担額*2 = 損害共済金  ※1 損害の額とは再調達価額を基準として算出し、共済の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(協定再調達価額限度) ※2 風災・雹災・雪災による損害の場合にかぎりません。	●ご契約者、被共済者(補償を受けられる方)、またはその同居の親族等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波(以下地震等といいます。)によって生じた損害 ●地震等によって発生した事故の延焼または拡大により生じた損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼または拡大した損害(地震火災費用共済金をお支払いする場合があります。) ●風、雨、雪、雹または砂塵その他これらに類するものの漏入により生じた損害 ●損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水」または「地盤面より45cmを超える浸水」に至らない水災によって生じた損害 ●給排水設備事故に伴う水濡れ等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害 ●共済の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによって生じた損害 ●自然の消耗または劣化によって生じた損害 ●すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き等の単なる外観上の損傷や汚損									
②落雷	落雷により配電盤・給湯器ユニット・空調機ユニットの動作不能となり交換工事が必要となった。											
③破裂または爆発	たばこの火が充満していたガスに引火したことにより爆発が発生し、建物に損害が生じた。											
④風災 雹災 雪災	・台風により住宅の雨樋が倒壊した。 ・雪の影響で、建物の屋根・外壁に損害が生じた。	建物のみが共済の対象である場合は、⑨盗難の生活用の現金、切手、預貯金証書等の盗難は補償されません。										
⑤水災	台風による大雨により浸水が発生し、建物の棟の高さまで完全に水没した。	<b>【家財】</b> 次の算式により算出した額とします。ただし、基本契約の共済金額を限度とします。  損害の額*1 - 自己負担額*2 = 損害共済金  ※1 損害の額とは再調達価額を基準として算出し、共済の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(再調達価額限度) ※2 風災・雹災・雪災による損害の場合にかぎりません。										
⑥建物外部からの物体の落下、飛来、衝突	自動車の当て逃げにより建物の外壁に亀裂が生じ、交換工事が必要となった。	明記物件の盗難の場合、組合が支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の共済金額のいずれか低い額を限度とします。										
⑦水濡れ	排水管が詰まり、汚水が溢れる水濡れ損害が発生し、床の張り替えが必要となった。	現金・切手・預貯金証書等の盗難の場合、組合が支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害の額を支払います。										
⑧騒擾・集団行動等に併う暴力行為	自宅前で集団による破壊行為が発生し、自宅の塀や壁が破壊されました。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>預貯金証書の盗難</td> <td>200万円または家財の共済金額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>	事故の種類	限度額	通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円	預貯金証書の盗難	200万円または家財の共済金額のいずれか低い額				
事故の種類	限度額											
通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円											
預貯金証書の盗難	200万円または家財の共済金額のいずれか低い額											
⑨盗難	空き巣の被害にあい、硝子サッシを壊された。											
通貨、預貯金証書等の盗難	家財が共済の対象である場合において、共済契約証書記載の建物内における生活用の通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等(有価証券およびその他これらに類する物を除きます。)の盗難。	<b>【⑨水災】</b> (ア) 建物が対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害が生じたとき、家財が対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害が生じたとき (イ) 共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害が生じたとき										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>水災による損害の程度(注)</th> <th>(ア) 共済の対象に30%以上の損害が生じたとき</th> <th>(イ) 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共済金支払方法</td> <td>損害額(修理費) (ただし、損害共済金として支払う額は1回の事故につき、共済金額を限度とします。)</td> <td>共済の対象に15%以上30%未満の損害が生じたとき 支払限度額(共済金額)×20% (ただし、損害共済金として支払う額は1敷地内ごとに300万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>共済の対象に15%未満の損害が生じたとき 支払限度額(共済金額)×10% (ただし、損害共済金として支払う額は1敷地内ごとに150万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。)</td> </tr> </tbody> </table>	水災による損害の程度(注)	(ア) 共済の対象に30%以上の損害が生じたとき	(イ) 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水	共済金支払方法	損害額(修理費) (ただし、損害共済金として支払う額は1回の事故につき、共済金額を限度とします。)	共済の対象に15%以上30%未満の損害が生じたとき 支払限度額(共済金額)×20% (ただし、損害共済金として支払う額は1敷地内ごとに300万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。)			共済の対象に15%未満の損害が生じたとき 支払限度額(共済金額)×10% (ただし、損害共済金として支払う額は1敷地内ごとに150万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。)	
水災による損害の程度(注)	(ア) 共済の対象に30%以上の損害が生じたとき	(イ) 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水										
共済金支払方法	損害額(修理費) (ただし、損害共済金として支払う額は1回の事故につき、共済金額を限度とします。)	共済の対象に15%以上30%未満の損害が生じたとき 支払限度額(共済金額)×20% (ただし、損害共済金として支払う額は1敷地内ごとに300万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。)										
		共済の対象に15%未満の損害が生じたとき 支払限度額(共済金額)×10% (ただし、損害共済金として支払う額は1敷地内ごとに150万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。)										

\* 家具や家電製品などは建物とは別に「家財」を共済の対象としなければ、損害を受けても共済金のお支払いができません。

## ▶ 万一事故が発生した場合は

- 万一事故が発生した場合は、すみやかに取扱代理所または当組合にご連絡ください。

## ▶ 共済期間および補償の開始・終了時期

- この共済の共済期間(共済のご契約期間)は原則として1年間ですが、1年を超える長期契約(最長10年)や1年未満の短期契約も可能です。  
※選択した特約により、設定できる共済期間に制限があります。
- 補償の開始は始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。  
※共済契約申込書に開始時刻が異なる時刻が記載されている場合にはその時刻になります。

## ▶ 口座振替制度のご利用について

- 火災共済では共済掛金の口座振替制度を設けております。詳しくは取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

## ▶ 割引について

- 建物を共済の対象とする契約で、共済始期日現在において建築年数が20年未満である場合、共済掛金の割引があります。
- 長期一括割引率の適用により、1年契約を毎年継続されるよりも共済掛金が割安になります。
- 長期年払を選択し、共済期間の初日までに指定口座を提携金融機関に設定していただいた場合、契約年数に応じて割引が適用されます。

## ▶ 共済の対象の所在地やそれを収容する建物について

- 共済の対象の所在地が契約者住所と異なる場合には申込書等に記載が必要となります。
- 動産は収容する建物の構造、用法により共済掛金を算出するため、動産を収容する建物をご確認ください。

## ▶ 次の物を共済の対象に含める場合には、申込書に記載してください

- 1個(組)30万円を超える貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿、その他これらに類する物

## ▶ 共済金をお支払いできない主な場合

- 共済契約者、被共済者、共済金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 共済の対象である家財の置き忘れまたは紛失
- 共済の対象である家財が共済契約証書記載の建物外にある間に生じた事故
- 運送業者または寄託の引受をする業者に託されている間に共済の対象について生じた事故
- 火災等の事故の際における共済の対象の盗難
- 戦争または外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火またはこれらによる津波

- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 電気的事故による炭化または溶融の損害、発酵または自然発熱の損害、機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害、亀裂、変形その他これらに類似の損害
- 下記の1.~3.のいずれかに該当する損害およびいずれかによって生じた損害(ただし、P5.6①から⑨の事故が生じた場合は1.から3.のいずれかに該当する損害にかぎりず。)
  1. 共済の対象の欠陥(ご契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。)
  2. 共済の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
  3. ねずみ食い、虫食い等
- 共済の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 共済掛金領収前に生じた事故(共済掛金の払込みに関する特約付帯の場合を除く)

## ▶ 重大事由による解除

ご契約後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、その場合、共済金もお支払いできないことがあります。

- ①ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が組合に共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと。
  - ②共済金の請求に関し、被共済者または共済金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと。
  - ③ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること。
- 上記①から③のほか、ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、共済契約の継続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと。

## ▶ ご契約の際にご注意いただきたいこと

- 共済契約者には、共済契約の締結に際し、組合が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合はすでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となります。
- 共済契約者には共済契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項(以下「通知事項」といいます。)に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がないとご契約を解除させていただくことがあります。また、この場合は既に発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に☆印が付された項目が通知事項となります。

\*このパンフレットは「新総合火災共済」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「約款」、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。

\*ご不明な点につきましては、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

\*当組合と全日本火災共済協同組合連合会が共同して共済契約をお引き受けいたします。

詳細については、取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

取扱代理所

# 山口県火災共済協同組合

TEL 083-925-6370

【受付時間】 平日 午前8:30~午後5:00

(土・日・祝日、年末年始を除きます。)